

令和8年度鏡ヶ成集団施設地区再整備基本計画策定業務【再度公告】

質問事項	回答
<p>本業務は標準的な園地等の整備に加え導入すべき施設の検討に受水槽、自然エネルギー発電施設、電気設備施設及び建築施設など多岐にわたりますが、委託料の積算については、標準積算基準に加えて見積聴取により積算されているのでしょうか。積算の考え方や業務規模を理解するために、積算基準となる参考歩掛を含む設計書（金抜き）をお示してください。</p>	<p>積算基準及び歩掛は次のとおり。 ・設計業務等標準積算基準書（自然公園編）（令和7年4月改定 環境省自然環境局自然環境整備課） ・自然公園等事業設計業務歩掛決定要領（令和3年6月改正 環境省） ・設計業務等標準積算基準書（参考資料）（令和7年度版 国土交通省大臣官房技術調査課）</p>
<p>入札説明書 P.12 に「※複数の技術者を評価する場合は、評価点を適宜変動させて配分する。」と記載がありますが、今回の業務は対象となりますでしょうか。 対象の場合、複数予定管理技術者を配置した場合、どのような評価となるかご教授頂けますでしょうか。</p>	<p>対象となる。 入札説明書5.(1)②に示す事項を満たした全ての配置予定管理技術者を6.【②予定管理技術者の評価】により審査し、それらの合計を配置予定管理技術者数で除したものが評価点となる。</p>
<p>入札説明書 P.20 に「※複数の技術者を評価する場合は、評価点を適宜変動させて配分する。」と記載がありますが、今回の業務は対象となりますでしょうか。 対象の場合、複数予定担当技術者を配置した場合、どのような評価となるかご教授頂けますでしょうか。</p>	<p>対象となる。 入札説明書10.(3)【①予定管理技術者の経験及び能力】に記載の判断基準を満たした全ての配置予定担当技術者を評価し、それらの合計を配置予定担当技術者数で除したものが評価点となる。</p>
<p>(様式-7)⑤と⑦の間に説明文等がありません。⑥に該当する入札説明書の評価項目箇所をご教授頂けますでしょうか。</p>	<p>記載の誤りであり、(様式-7)記載の業務名(テクリス、PUBDIS 登録番号)欄が⑥である。</p>

<p>入札説明書 P. 19、予定担当技術者の経験及び能力の評価点の記載がありますが、今回予定担当技術者は必要でしょうか。必要な場合、予定担当技術者の資格要件のご提示をお願いいたします。</p> <p>予定担当技術者に該当する様式は、様式-7の予定担当技術者の経歴等及び様式-8の予定担当技術者の同種業務等の実績、様式-10の業務実施体制の担当技術者を記載するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>予定管理技術者との連携や当設計業務の品質確保の観点から配置が必要と考えている。</p> <p>資格要件は入札説明書 10. (3)【①予定管理技術者の経験及び能力】のうち予定担当技術者の経験及び能力に記載のとおり。</p> <p>様式への記載については認識のとおり。</p>
<p>入札説明書 P. 19 に（予定管理技術者と異なる資格であること）との記載がありますが、例えば管理技術者が①技術士ならば、担当技術者は②RCCM 等でないといけないのか、それとも①技術士の中で部門が異なっていればよいのか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>技術士及び RCCM は部門が異なっていれば可とする。</p>
<p>様式-10 業務実施体制に予定担当技術者の記載箇所がありますが、何名までの記載で、どのような評価（担当者 1 のみ評価対象等）になるのでしょうか。</p> <p>担当技術者を複数配置する場合、それぞれ様式-7.8 の提出が必要でしょうか。また、契約後に担当技術者を変更する事は可能でしょうか。</p>	<p>様式-10 は参加表明書の提出に係るものであり、これのみで評価するものではない。配置予定担当技術者を全て記載すること。</p> <p>担当技術者を複数配置する場合、それぞれ様式-7.8 の提出が必要である。</p> <p>担当技術者の変更については、入札説明書 24. (10) を読み替える。</p>
<p>入札説明書 P. 13(2) 関連資料①に同種業務等の実績としてテクリス、PUBDIS に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。と記載がありますが、テクリス、PUBDIS の写しは必要でしょうか。</p>	<p>必要ない。</p>
<p>予定技術者の雇用を証明する資料等は必要ないでしょうか。</p>	<p>入札説明書等において資料等の提出は求めているが、設計業務等共通仕様書（自然公園編）第 1 編第 1 章 1.39 に記載のとおり、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入する義務がある。</p>

<p>様式-6 当該業務の再委託先について、協力会社が未定の場合は、「未定」と記載して問題ないでしょうか。それとも、協力会社を選定する必要がありますでしょうか。</p>	<p>可能な限り記載することが望ましいが、「未定」と記載して差し支えない。ただし、再委託等する場合は、入札説明書5.(1)①4)に該当しないこと。</p>
<p>ヒアリング調査対象の学識経験者として、具体的に候補が決まっていますでしょうか。それとも、受注者からの提案が基本となりますでしょうか。</p>	<p>候補者の案はあるが、打診等はしていない。なお、これらは受注者からの提案を妨げるものではない。</p>